

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第46期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社シーエーシー
【英訳名】	CAC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒匂 明彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
【電話番号】	03(6667)8000
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営統括本部長 大須賀 正之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
【電話番号】	03(6667)8000
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営統括本部長 大須賀 正之
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第46期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第45期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(百万円)	9,674	9,510	36,614
経常利益(百万円)	705	704	2,035
四半期(当期)純利益(百万円)	369	346	1,026
純資産額(百万円)	19,876	20,365	20,316
総資産額(百万円)	31,257	31,961	31,781
1株当たり純資産額(円)	964.62	980.81	979.73
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	18.47	17.24	51.09
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	61.71	61.73	62.02
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,257	482	2,319
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	245	17	488
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	413	433	908
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	7,736	8,515	8,459
従業員数(人)	2,125	2,058	2,070

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第45期第1四半期連結累計(会計)期間及び第45期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第46期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	2,058
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

（2）提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	1,326
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
システム構築サービス(百万円)	3,059	101.6
システム運用管理サービス(百万円)	3,102	100.1
BPO/BTOサービス(百万円)	1,398	101.8
合計(百万円)	7,560	101.0

- (注) 1. 金額は制作原価で表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)			
	受注高(百万円)	前年同期比 (%)	受注残高(百万円)	前年同期比 (%)
システム構築サービス(百万円)	4,351	125.8	2,657	109.1
システム運用管理サービス(百万円)	4,286	96.9	5,803	104.3
BPO/BTOサービス(百万円)	2,031	183.2	5,208	94.5
合計(百万円)	10,669	118.7	13,669	101.2

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同期比 (%)
システム構築サービス(百万円)	4,094	96.9
システム運用管理サービス(百万円)	3,828	102.8
BPO/BTOサービス(百万円)	1,587	92.0
合計(百万円)	9,510	98.3

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
アステラス製薬(株)	1,680	17.4	1,633	17.2

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）におけるわが国の経済は、新興国の経済成長を背景に、緩やかな景気回復基調が継続しましたが、3月に発生した東日本大震災の影響により、景気の下振れ懸念が生じました。

当社グループが属する情報サービス産業においては、需要は引き続き弱含みで推移し、さらに震災の影響により、マイナス成長が続く可能性が高まりました。

このような状況下において、当社グループは、成長軌道への復帰を目指して営業主導型の組織作りを進め、また、信託銀行向けなど強みを持つ特化分野の受注を推進いたしました。

その結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、システム運用管理サービスが伸張したものの、システム構築サービス、BPO/BTOサービスが減収となったため、前年同期比1.7%減少の95億10百万円となりました。

損益面については、売上総利益は前年同期比4.9%増加の20億77百万円となり、営業利益は前年同期比5.2%増加の7億30百万円、経常利益は前年同期比0.3%減少の7億4百万円、四半期純利益は前年同期比6.1%減少の3億46百万円となりました。

なお、東日本大震災につきましては、当社グループに人的な被害や業務の遂行に支障をきたす物的被害はなく、また債権の回収にも特段の懸念は生じておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

システム構築サービス

信託銀行向けが好調に推移したものの、金融の主要顧客向けの減少により、システム構築サービスの当第1四半期の売上高は、前年同期比3.1%減少の40億94百万円となりました。

システム運用管理サービス

主要顧客向けが堅調に推移したことから、システム運用管理サービスの当第1四半期の売上高は、前年同期比2.8%増加の38億28百万円となりました。

BPO/BTOサービス

医薬品の開発を支援する医薬BTOサービスが減少した結果、BPO/BTOサービスの当第1四半期の売上高は、前年同期比8.0%減少の15億87百万円となりました。

BPO：Business Process Outsourcing

BTO：Business Transformation Outsourcing

（2）資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1億79百万円増加して319億61百万円となり、負債は、前連結会計年度末に比べて1億30百万円増加して115億96百万円となりました。

純資産は、利益剰余金が24百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて49百万円増加し、203億65百万円となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が7億4百万円あったほか、法人税等の支払額が5億58百万円あったこと等により、4億82百万円の収入（前年同期比7億74百万円の収入減）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が9百万円、無形固定資産の取得による支出が21百万円あったこと等により、17百万円の支出（前年同期比2億62百万円の支出増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出が70百万円あったほか、配当金の支払額が3億22百万円あったこと等により、4億33百万円の支出（前年同期比20百万円の支出増）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末においては、現金及び現金同等物は前連結会計年度末比55百万円増加し、85億15百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は、次のとおりであります。

〔買収防衛策について〕

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を為そうとする特定株主グループを「当該買付者」といいます）が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様に必要な情報が提供され、不適切な買収により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止して、企業価値の向上に資することになるとの観点から、平成23年3月24日開催の当社第45回定時株主総会にて、濫用的企業買収への対応方針（買収防衛策）の導入継続につき、ご承認をいただいております。

- （注）1．特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）または買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。
- 2．議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

本対応方針導入の目的

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の御判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには買付提案に関する十分な情報やそれを評価するための相当な時間が株主の皆様提供される必要があると考えております。そのように考える理由は以下のとおりであります。

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに合致したサービスを継続的に提供しております。その結果として特定の企業ならびにその属する業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、信頼関係を継続しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との関係性への十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

そのため、当該買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様適切に判断いただくためには、当該買付者および当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界と言う側面での営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては取締役会が株主の皆様の利益のために買付提案の改善を当該買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要であるとと考えております。

当社は、このような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定いたします。

大規模買付ルールの内容

ア．当該買付者は、大規模買付行為の実施前に取締役会に対して、株主の皆様および取締役会の判断のために十分な情報（以下「本件必要情報」といいます）を提供するものとします。その内容は以下のとおりであります。

- (a) 当該買付者の概要（当該買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます）
- (b) 大規模買付行為の目的および内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠
- (d) 買付資金の存在を根拠づける資料
- (e) 当社の経営に参画した後、向こう5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

本件必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、当該買付者は大規模買付行為を行う前に先ず当社代表取締役宛に、当該買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の内容を明示し、大規模買付ルールに従う旨を記載した意向表明書を提出するものとします。

当社は、意向表明書を受領後10営業日以内に、当該買付者から当初提供していただくべき本件必要情報のリストを当該買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合は、十分な本件必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為があった事実および当社取締役会に提供された本件必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

イ．取締役会は、当社の要請に基づく本件必要情報の全てを当社が受領した翌日から起算して、60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合）または90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成のために必要な期間（以下「取締役会検討期間」といいます）とし、当該買付者は取締役会検討期間中大規模買付行為を開始しないものとします。

また、取締役会は、取締役会検討期間中、当該買付者から提供された本件必要情報を検討し、取締役会としての意見をとりまとめ公表いたします。

対応

ア．当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

もし当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、当該買付提案に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法かつ相当な対応をとることがありますが、原則としてイ．(a)またはイ．(b)に記載した対抗措置をとりません。ただし、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆様の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合（例えば、(a)真に経営参加する意思がなく、株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合、(b)当社の顧客基盤その他経営資源を当該買付者に移転するなどいわゆる焦土化が目的である場合、(c)経営資源の売却等によって一時的な高配当により株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合など）は、株主の皆様の利益を守るために、イ．(a)またはイ．(b)に記載した対抗措置をとる場合があります。

イ．当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、取締役会は株主の皆様の利益を守ることを目的として、以下の具体的対抗策のうち、取締役会が適切と判断する措置をとることができるものとします。

なお、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社の株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置として効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(a) 新株予約権の無償割当て

() 新株予約権の割当てを受ける者および割当てる新株予約権の数

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てるものといたします。

() 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的たる株式の数は新株予約権1個当たり1株といたします。

() 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株主総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）に相当する数とします。

- ()新株予約権の発行価額
無償といたします。
- ()各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし時価の2分の1以上を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額といたします。
- ()新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものといたします。
- ()新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものといたします。

(b)その他の対抗策

(a)よることが妥当でないと判断される場合で大規模買付行為に対する対抗策を実施する場合は、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち大規模買付行為に対する対抗策として適法かつ相当と認められる措置をとるものといたします。

ウ．対抗措置発動後の停止

取締役会は、本対応方針に基づき大規模買付行為に対する対抗策を実施することを決定した場合であっても、当該買付者が大規模買付行為を中止した場合や大規模買付ルールを遵守することに同意するなどイ．(a)またはイ．(b)に記載する対抗策の発動要件が解消されたと取締役会が判断した場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。

エ．特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役ならびに必要に応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会を設けます。

取締役会は、イ．(a)またはイ．(b)に記載した対抗措置をとるか否かおよび対抗措置の解除その他重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有するものとし、その招集が確実に行われるようにします。なお、特別委員会の運営規程は下記のとおりであります。

『特別委員会運営規程』

(設置)

第1条 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。

(構成)

第2条 特別委員会の委員は、3名以上とする。

2 特別委員会は、以下各号の委員によって構成されるものとし、取締役会が委員を選任する。

(1) 1名以上の社外取締役

(2) 1名以上の社外監査役

(3) 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者であって、当社取締役会によって指名された者(原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、金融商品取引に精通する者、または、企業経営経験者、企業経営専門家等とする)。

3 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、特別委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。

4 取締役会は、委員の中から1名を特別委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を特別委員会委員長の職務代行者に選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。

(1) 社外取締役および社外監査役である委員

各々の取締役または監査役としての任期と同じとする。

(2) 社外有識者である委員

選任後2年とする。

(役割)

第4条 特別委員会は、取締役会の要請に応じて、原則として以下各号の事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

(1) 買収への対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うこと

(2) 買収提案者との事後交渉に基づいて、新株予約権の取得、発行中止を行うこと

(3) 前二号に準じる重要な事項

(4) その他、取締役会が特別委員会に勧告を求める事項

2 特別委員会は、決定に際して、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報を取得するよう努めるものとする。

3 特別委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社とする。

4 委員は、決定を行うにあたって、当社の企業価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

(招集)

第5条 特別委員会は、代表取締役(代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役)および各委員がこれを招集する。

(定足数、決議の要件、議長、オブザーバー)

第6条 特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員の2分の1以上が出席することによって成立し、その決議は出席した委員(特別利害関係者を除く)の過半数をもってこれを行うものとし賛否同数の場合は委員長の判断に従う。ただし、賛否同数であって委員長が欠席の場合は職務代行者の判断に従う。

2 特別委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、委員長に事故あるときは他の委員がこれを務める。

3 決議の対象である買収案件に関して特別な利害関係を有する委員は、決議の議決権を有しないものとする。

4 以下各号の者は、議決権を持たないオブザーバーとして特別委員会に出席できる。

(1) 代表取締役(代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役)

(2) 代表取締役が出席を必要と認める者

(3) 特別委員会が出席を必要と認める者

(事務局)

第7条 特別委員会には事務局を置き、経営管理部長がこれにあたる。

(改訂)

第8条 この規程の改訂は、特別委員会の諮問を経て、取締役会がこれを行う。

オ．本対応方針の見直しおよび有効期間

取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直すものとします。

また、本対応方針の有効期間は平成26年3月に開催予定の当社の第48回定時株主総会終結の時までとします。

なお、本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会または取締役会において廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点で廃止されるものとします。

発動時に株主・投資者に与える影響等

ア．発動時に株主・投資者に与える影響

大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令および証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な配慮をします(ただし、株主の皆様が以下イ．の手續に従うことを前提とします)。

なお、ウ．に記載のとおり、取締役会決議により対抗措置の発動を停止することがあります。取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを決議した後において、この発動を停止した場合または無償割当てがなされた新株予約権の全てを当社が無償取得する場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じません。したがって、希釈化が生じることを前提として当社株式の売買等の取引を行った株主、投資者は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

イ．発動に伴って必要となる株主の皆様の手続

対抗措置を講じる場合に株主の皆様は、以下の手續をとらない場合は株式持分の希釈化の不利益を受けます。

(新株予約権の発行の場合)

別途公告する基準日までに名義書換を完了し、引受に関わる意思表示と行使手續(行使価額相当額の払込等)を行っていただく必要があります。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、28百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	86,284,000
計	86,284,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,541,400	21,541,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	21,541,400	21,541,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	21,541,400	-	3,702	-	3,953

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,393,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,145,100	201,451	-
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	21,541,400	-	-
総株主の議決権	-	201,451	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 シーエーシー	東京都中央区日本 橋箱崎町24番1号	1,393,900	-	1,393,900	6.47
計	-	1,393,900	-	1,393,900	6.47

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	665	700	710
最低(円)	626	640	541

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役兼執行役員 ソーシャルICT本部長 兼同本部事業開発部長 兼グローバルビジネス本部担当	取締役兼執行役員 グローバルビジネス本部長	萩原 高行	平成23年4月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G 有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,817	6,554
受取手形及び売掛金	5,701	5,712
有価証券	2,409	2,615
商品	4	5
仕掛品	694	613
貯蔵品	16	65
繰延税金資産	484	341
その他	735	702
貸倒引当金	7	8
流動資産合計	16,855	16,603
固定資産		
有形固定資産	1,027	1,017
無形固定資産		
のれん	2,230	2,270
その他	1,300	1,357
無形固定資産合計	3,530	3,628
投資その他の資産		
投資有価証券	7,832	7,924
繰延税金資産	1,890	1,837
その他	852	799
貸倒引当金	28	29
投資その他の資産合計	10,546	10,532
固定資産合計	15,105	15,178
資産合計	31,961	31,781

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,180	2,108
1年内返済予定の長期借入金	280	280
未払法人税等	547	623
賞与引当金	794	269
受注損失引当金	186	289
その他	1,745	2,036
流動負債合計	5,734	5,607
固定負債		
長期借入金	770	840
退職給付引当金	4,434	4,365
その他	656	652
固定負債合計	5,861	5,858
負債合計	11,596	11,465
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,702	3,702
資本剰余金	3,969	3,969
利益剰余金	13,513	13,489
自己株式	1,493	1,493
株主資本合計	19,691	19,667
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	369	396
為替換算調整勘定	330	354
評価・換算差額等合計	39	42
少数株主持分	634	606
純資産合計	20,365	20,316
負債純資産合計	31,961	31,781

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	9,674	9,510
売上原価	7,694	7,433
売上総利益	1,980	2,077
販売費及び一般管理費	1,286	1,347
営業利益	693	730
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	14	0
持分法による投資利益	11	-
その他	12	31
営業外収益合計	41	34
営業外費用		
支払利息	6	6
持分法による投資損失	-	11
投資事業組合運用損	16	17
コミットメントフィー	-	24
その他	7	1
営業外費用合計	29	60
経常利益	705	704
特別利益		
その他	0	1
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産除却損	17	1
合併関連費用	17	-
その他	9	0
特別損失合計	44	1
税金等調整前四半期純利益	662	704
法人税、住民税及び事業税	507	500
法人税等調整額	241	177
法人税等合計	265	323
少数株主損益調整前四半期純利益	-	381
少数株主利益	27	34
四半期純利益	369	346

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	662	704
減価償却費	78	131
のれん償却額	39	39
賞与引当金の増減額(は減少)	516	524
売上債権の増減額(は増加)	345	157
たな卸資産の増減額(は増加)	167	31
仕入債務の増減額(は減少)	139	69
その他	138	552
小計	1,532	1,043
利息及び配当金の受取額	17	3
利息の支払額	6	6
法人税等の支払額	286	558
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,257	482
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	150	-
有価証券の取得による支出	300	201
有価証券の売却による収入	200	200
有形固定資産の取得による支出	25	9
無形固定資産の取得による支出	84	21
投資有価証券の取得による支出	101	0
差入保証金の差入による支出	188	4
差入保証金の回収による収入	46	2
差入保証金の流動化による収入	857	-
関係会社株式の取得による支出	13	-
その他	5	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	245	17
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	70	70
リース債務の返済による支出	13	31
配当金の支払額	320	322
少数株主への配当金の支払額	8	8
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	413	433
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	24
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,078	55
現金及び現金同等物の期首残高	6,658	8,459
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,736	8,515

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	
1. 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「コミットメントフィー」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「コミットメントフィー」は4百万円であります。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、745百万円であり ます。</p> <p>2.賃借物件の所有者に対して有する差入保証金の返還 請求権857百万円を譲渡しており、同額が投資その 他の資産の「その他」より除かれております。なお、賃 借物件の所有者の差入保証金返還に支障が生ずる 等、一定の事象が生じた場合において、譲渡した差入 保証金の返還請求権を買取る可能性があります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、700百万円であり ます。</p> <p>2. 同左</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)																				
<p>販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は 次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>381</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>8</td> </tr> </table>	役員報酬	118百万円	給料及び手当	381	賞与引当金繰入額	91	退職給付費用	36	減価償却費	8	<p>販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は 次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>119百万円</td> </tr> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>7</td> </tr> </table>	役員報酬	119百万円	給料及び手当	435	賞与引当金繰入額	114	退職給付費用	42	減価償却費	7
役員報酬	118百万円																				
給料及び手当	381																				
賞与引当金繰入額	91																				
退職給付費用	36																				
減価償却費	8																				
役員報酬	119百万円																				
給料及び手当	435																				
賞与引当金繰入額	114																				
退職給付費用	42																				
減価償却費	7																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)																
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (百万円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>6,589</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物に含まれる 有価証券</td> <td>1,312</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>7,736</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	6,589	預入期間が3か月を超える定期預金	165	現金及び現金同等物に含まれる 有価証券	1,312	現金及び現金同等物	7,736	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (百万円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>6,817</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物に含まれる 有価証券</td> <td>2,208</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>8,515</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	6,817	預入期間が3か月を超える定期預金	510	現金及び現金同等物に含まれる 有価証券	2,208	現金及び現金同等物	8,515
現金及び預金勘定	6,589																
預入期間が3か月を超える定期預金	165																
現金及び現金同等物に含まれる 有価証券	1,312																
現金及び現金同等物	7,736																
現金及び預金勘定	6,817																
預入期間が3か月を超える定期預金	510																
現金及び現金同等物に含まれる 有価証券	2,208																
現金及び現金同等物	8,515																

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,541,400株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,424,425株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月24日 定時株主総会(注)	普通株式	322	16	平成22年12月31日	平成23年3月25日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、関係会社所有の当社株式に係る配当額を含んでおります。なお、このうち当社帰属分控除後の金額は321百万円であります。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	システム構築 サービス (百万円)	システム運用 管理サービス (百万円)	BPO/BTO サービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	4,226	3,723	1,725	9,674	-	9,674
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	4,226	3,723	1,725	9,674	-	9,674
営業利益	463	227	3	693	-	693

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態等の類似性により下記の事業区分に区分しております。

システム構築サービス システムコンサルティング、システム開発、システム保守、インフラ構築、
パッケージインテグレーション

システム運用管理サービス 運用コンサルティング、システム運用、アプリケーション運用、
データセンター、ヘルプデスク/コールセンター

BPO/BTOサービス ビジネスプロセス・アウトソーシング、
ビジネストランスフォーメーション・アウトソーシング

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、業務執行の意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別の事業単位から構成されており、「システム構築サービス」、「システム運用管理サービス」及び「BPO/BTOサービス」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの内容は、以下のとおりであります。

- ・システム構築サービス システムコンサルティング、システム開発、システム保守、
インフラ構築、パッケージインテグレーション
- ・システム運用管理サービス 運用コンサルティング、システム運用、アプリケーション運用、
データセンター、ヘルプデスク/コールセンター
- ・BPO/BTOサービス ビジネスプロセス・アウトソーシング、
ビジネストランスフォーメーション・アウトソーシング

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	システム構築サービス	システム運用管理サービス	BPO/BTOサービス	
売上高				
外部顧客への売上高	4,094	3,828	1,587	9,510
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	4,094	3,828	1,587	9,510
セグメント利益	426	263	40	730

（注）セグメント利益の合計額と四半期連結損益計算書の営業利益は一致しております。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成23年3月31日）

著しい変動がないため記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成23年3月31日）

著しい変動がないため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成23年3月31日）

当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

（ストック・オプション等関係）

当第1四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

当社及び当社グループは、本社ビルの不動産賃借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	980.81円	1株当たり純資産額	979.73円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	18.47円	1株当たり四半期純利益金額	17.24円
潜在株式調整後	-円	潜在株式調整後	-円
1株当たり四半期純利益金額	-円	1株当たり四半期純利益金額	-円

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期純利益(百万円)	369	346
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	369	346
期中平均株式数(株)	19,997,518	20,117,013

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

著しい変動がないため記載を省略しております。

2【その他】

訴訟

当社は、平成17年に実施されたTOBへの応募による株式会社アイ・エックス・アイ（以下、IXI）の株式の譲渡に関して、下記の訴訟を提起され、現在係属中です。当社は、原告主張の損害賠償金を支払う義務はないと認識しておりますが、本件訴訟の進展によっては、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成19年9月20日

(2) 訴訟を提起した者

株式会社インターネット総合研究所（東京都目黒区）

(3) 訴訟の内容

- ・ IXIの非常勤取締役を兼務していた当社役員(当時)、同じく非常勤監査役を兼務していた当社従業員、計2名の損害賠償責任に関する使用者責任に基づく損害賠償請求
- ・ 公開買付に関する契約書の錯誤無効に基づく、不当利得の返還請求
- ・ 公開買付に関する契約書の締結に際する説明義務違反（債務不履行ないし不法行為）に基づく損害賠償請求

(4) 請求金額

14,380百万円及び遅延損害金

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月11日

株式会社シーエーシー
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野辺地 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーエーシーの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーエーシー及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記事項

1. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成22年4月1日を合併期日として、連結子会社3社を吸収合併している。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は株式会社総合臨床ホールディングスの株式を平成22年4月5日において追加取得し、持分法適用関連会社としている。
3. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は株式会社総合臨床ホールディングスを引受先として、平成22年4月5日において第三者割当による自己株式の処分をしている。
4. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月9日

株式会社シーエーシー
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野辺地 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーエーシーの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーエーシー及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。